安芸市立小学校移転統合及び小規模特認校設置に係る基本構想・基本計画策定委託業務
プロポーザル審査要領

安芸市立小学校移転統合及び小規模特認校設置に係る基本構想・基本計画策定委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1　審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

（1）「安芸市立小学校移転統合及び小規模特認校設置に係る基本構想・基本計画策定委託業務プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者

（2）実施要領等に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者

（3）実施要領等により、適正に書類を作成した参加者

2　審査の項目及び配点

総合点数は 100 点とし、審査項目区分ごとの配点は次のとおりとする。

（1）組織評価　　（20 点）

（2）提案内容の評価　　（80 点）

3　審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

（1）日時、場所

令和８年 12 月 22 日（火）　場所　安芸市役所　大会議室

（2）プレゼンテーション

ア　プレゼンテーションの時間は、１者につき 20 分以内とする。

イ　それぞれのプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を 10 分間設ける。

ウ　正式な日時及び場所、個別の開始予定時刻は、別途通知する。

（3）その他

ア　プレゼンテーションの必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクター以外は各参加者が持参すること。

イ　審査委員会当日に、正当な理由なく、指定された場所・時刻に来ない者は、辞退したものとみなす。

4　審査の方法等

提出された企画提案書と参加者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。

あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、審査委員から最も多く第１位の順位を獲得した者を「候補者」に、２番目に多く第１位の順位を獲得した者を「次点者」として選定する。

なお、第１位の順位を獲得した者が同数の場合は、第２位を最も多く獲得した者から順に、候補者、次点者を選定する。第１位、第２位獲得数が同数の場合は、見積価格が低い方を受託候補者と

して選定する。参加資格者が１者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準（審査会委員全員の評価点の合計が、当該配点の合計の６割を超えていること）を満たしていると判断した場合は受託候補者として選定する。

業務の実施にあたっては、企画提案の内容をそのまま実施するということではなく、候補者と安芸市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行うものとする。この交渉が整ったときに、地方自治法施行令第167条の6第1項第2号に定める随意契約の手続きに進むものとする。

ただし、14日以内（予定）に交渉が整わない場合には、次点者に選定された者が、改めて安芸市と交渉を行うことができるものとする。

５　審査基準

審査項目区分	審査項目	評価の視点	配点
組織評価	施行実績	・学校施設を含む公共施設の業務実績の評価	10 点
	実施体制	・適切な業務を提供できる実施体制か。 ・管理技術者の経験と能力、担当者数、担当者の配置が妥当であり、適切に業務を提供することが認められるか。	10 点
提案内容評価	実施方針	・安芸市の公表している方針等を踏まえ、本委託業務の趣旨を的確に理解した提案内容となっているか。	10 点
	業務の実施手続き	・業務実施手続きを示す業務フロー又は工程表等は妥当か。	10 点
	提案内容の的確性	・提案内容は、学校教育の現状や課題、今後の教育の方向性を十分に理解したうえで、業務要求水準及び特定テーマを踏まえ、必要な機能・性能を適切に反映したものとなっているか。 ①新設統合校及び小規模特認校の特色・役割を踏まえた、安芸市全体の持続可能で魅力ある教育環境の構築についての提案 ②将来の教育活動や地域の特性を踏まえた、学校施設のコンセプト及び効果的・効率的な施設整備についての提案 ③将来の児童数の減少や教育ニーズの変化を見据えた、持続可能で柔軟な学校施設の整備についての提案 ④学校移転統合及び小規模特認校の設置に向けた、保護者や地域住民等との合意形成の進め方についての提案	40 点
	取組姿勢	・業務に対する積極性、柔軟性及び協調性が感じ	10 点

		られるか。 ・本事業の目的を踏まえ、意欲的に取り組む姿勢が感じられるか。	
	見積価格評価	・見積価格は妥当か。	10 点